

三月革命以後のドイツにおける出版文化（1）

—1848年から1871年までの出版統制—

平井昌也

序

19世紀前半のドイツの出版文化に深刻な影響をもたらしたものは、ドイツ同盟が1819年に発効した「カールスバートの決議」であった。反体制派と一切の印刷物の取り締まりを目的に制定されたこの決議は、当時の出版界を席卷し、その後およそ30年間は出版物の自由な流通を阻害した。しかし如何に弾圧が過酷であっても、「出版の自由」の要求は決して根絶されることはなく、来るべき革命へと繋がっていく。1848年3月に本格化した市民革命は、それまで絶対主義的政治体制を布いてきたドイツ諸国家に、民主的大変革を招来した。そしてその成果として、民衆は政府に諸々の基本的権利を認めさせた。獲得した権利の中には、革命以前から念願されて止むことのなかった「出版の自由」が含まれ、この権利の付与はその後の出版界に多大な効果を及ぼすところとなったのである。

本稿の目的は、革命期における出版界の変動を明らかにし、革命の挫折を経て1871年にドイツ帝国が成立するまで、如何なる出版統制が行われたのかを検討することにある。そうすることで、この時期の出版文化の一端を、垣間見ることができであろう。なお主にドイツ同盟とプロイセンの動きを中心に考察していくが、必要に応じてオーストリアやバイエルンなどドイツ同盟に属する個別の国家にも言及する。

1 三月革命前後の出版界

1848年にかねてより燻っていた民衆の政治不満は爆発した。革命はドイツのいたるところに飛び火し、今度ばかりは同盟諸政府も容易にそれを抑えることはできず、民主化要求は実現の方向へと突き進んでいった。

要求の主項目の一つに出版の自由があったが、この権利を求める動きは決して革命時に急浮上したわけではなく、既に18世紀末頃より自由主義理念の中核を成していた。だが封建的な政治体制の下では実現には程遠く、カールスバートの決議によって完全に道は閉ざされたのである。漸く1840年代に入り、民衆の政治意識の高揚を背景に、この決議の廃止を求める動きが活発化し、同盟議会においても修正は止むなしという雰囲気が強まった。事実1848年1月13日の同盟議会で検閲の廃止が審議されたし、それにバイエルンでは前年12月独自に検閲の廃止が決定された¹。また1848年3月3日の同盟議会では、検閲を廃止し出版の自由を導入するかの決定を各同盟国家に委ね、各国はその決定を国民に公表することで一致をみた。そして最終的に同年4月2日同盟議会は、1819年以来施行されてきたカールスバートの決議の全面的廃止を決定するに至ったのである²。ところがその程度の懐柔策ではもはや民衆の不満はおさまらず、彼等はフランクフルトに国民議会を開き、12月27日「ドイツ国民の基本権」(Die Grundrechte des deutschen Volks)を可決した。これによって、集会・結社の自由、移住の自由など多くの基本的権利が憲法で保証された。勿論それらの権利の中には、出版の自由についての条項もあった。「如加なるドイツ国民も、言葉・文字・印刷・図画によって個人の意見を表明する権利を有する。出版の自由は、どのような事情であれ予防的措置、即ち検閲・営業権・保証金という方法によって…制限されたり、停止又は廃止されることは許されない」という条文で、出版弾圧を目的にした行政措置は禁止され、出版の自由が保証された³。

革命で獲得された出版の自由の権利は、この時期における出版界の発展に大きく寄与したが、とりわけジャーナリズムの分野では新聞の発行部数が大幅に伸び、例外なくドイツ各地で新聞が続々と創刊された。1848年始めのケルンでは、既存の新聞は僅か8紙であったが、続く3年間で新たに20紙増えて28紙になった。ライン地方全体では86紙であったが、1850年までに208紙にまで急増した⁴。そこでこの時期の新聞の増加数を詳しく観察すると、新聞一般ではなく、政治的傾向をもった新聞が際だって増加していることに気付かされる。その例を挙げれば、オーストリアでは革命前に79紙あった新聞のうち4文の1に満たない19紙のみが政

治新聞だった。それに比べ革命後に創刊された新聞では、388紙のうち306紙までを政治新聞が占めた (Kohnen 1995, S.21)。しかしこの伸び率も、当時の社会事情からすれば不思議ではない。その理由に、民衆の政治的関心の高まりが新聞に情報を求めたことも挙げられるが、それ以上に検閲の廃止で政治情報を公にできるようになったこと、新聞紙上での政治論議が可能になったことが考えられる。そして当時の新聞にとって、政治的な立場を取らないことは寧ろその存亡に係わることを意味し、ここに政治と新聞との結合が前面に出て来るのである。

多くの新聞が発行されたにしても、果たしてそれに応じた需要、即ち読者が存在したのだろうか。その点に関しては問題はなさそうである。1840年頃の下層市民社会でさえ、後のドイツ帝国となる領域内に居住する人々の80%は、読み書きの基礎的能力を身につけていたとされる⁵。それゆえ、新聞購読の受け入れ態勢は整っていたと見ても、誤りではない。実際に多くの下層市民が官報やピラに目を通していたし、新聞も相当に読まれ、書籍も行商によってかなり流通していたのだから (Kaschuba 1990, S.18)。そして出版の自由が保証された革命直後には、種々様々な形の文書が広まった。町はピラ・ポスター・戯画などで溢れ、本の市ではかつての発禁本が売買された。また出版の流通では書籍取次業者が続々と現れては、注文が殺到した (Kohnen 1995, S.176)。政府の出版統制という堰が切れたことで、大量の印刷物が押し寄せ、出版界はかつてない活況を呈したのであるが、特に政治新聞は広く一般に流布し、それを介して読者は政治論議に参加した⁶。読書と政治は、もはや一部の限られた階層に属する人々の特権ではなくなったのである。

2 革命終結後の出版統制

ここではドイツ同盟国家が、革命によって廃止された出版法を、その後自由主義への弾圧手段として復活させていく経過を追うことにする。

先ずプロイセンであるが、ドイツ同盟諸国家の中でもこの国では、動乱の沈静化が比較的早い時期に起こった。革命勃発後僅か8か月で、市民の武装解除並びに政治結社の解散など革命派の切り崩しが図られ、早くも出版の自由は危機に晒された。次々と出版活動に法的規制が加えら

れることになるが、1850年1月31日のプロイセン憲法が特に重要である。この法律の第24条によって、後に詳述する新聞の弾圧を目的とした新聞紙税の導入が決定されたが、ここで問題にしたいのは、以下に挙げる出版の自由についての条項である。

「第27条。 如何なるプロイセン国民も、言葉・文字・印刷・図画によって、個人の意見を自由に表現する権利を有する。検閲を再び導入することは許されない。その他の出版の自由の制限は立法のみに依る」⁷。

この条文には、フランクフルト国民議会が発布した憲法にある出版の自由の条項がそのままの形で残されている。だが見落としてならないのは、それまでにはなかった一文が最後に補足されたことである。確かにここでは出版の自由な活動が唱えられているが、しかしその民主的な性格も条文の最後で覆される。即ち補足事項によって、政府は手続上法律さえ整備したなら、いつでも出版の自由を制限を設けることが可能になったからである。この時点で、革命の最大の成果の一つである出版の自由は事実上消滅した。51年1月8日には、内務大臣マントイフェル(Otto Freiherr von Manteuffel)によって革命の終結が宣言され、そして追い打ちをかけるように、5月12日に検閲廃止の無効を定めた出版法が発布された。こうして刻一刻と出版統制と反動体制の地盤固めが進んだのである。

一方ドイツ同盟議会の動きはどうであったか。1848年7月から活動を停止していた同盟議会は51年に再結成され、すぐさま革命前の支配体制への立ち戻りに着手する。同盟議会は民主的憲法に攻撃を加えたが、殊に「ドイツ国民の基本権」は最大の標的で、同年8月23日にこの先進的な理念を持った権利の破棄を決定した。更に同日の議会で、干渉の手は出版の自由そのものにまで伸びることになる。プロイセンとオーストリアから提出された出版対策の動議が承認されたのだ。その内容には、出版悪用の予防に関する同盟の規程を作ること、革命・社会主義・共産主義の目標を追求する新聞と王政転覆を目的とする新聞の全てを排除することなどが盛り込まれていた(Kohnen 1995, S.31)。しかし今回の出版

法の制定は、カールスバートの決議の成立過程とは事情が異なり、かなり難航した。その原因は、同盟におけるプロイセンとオーストリアの主導権争いにあった。再結成されたドイツ同盟の反動政策はオーストリア主導で行われたが、プロイセンの再加盟以降両国は激しく牽制し合ったので、両国の意向を反映させない法整備は不可能であった⁸。今回の出版法でも両大国はその内容に積極的に影響力を行使した。そのため同盟出版法が1851年のプロイセン出版法に一致しないなら、プロイセン政府はこの法律を承認しないだろうとの観測が、当初から議会で流れていた。そして如何に同盟出版法とプロイセン出版法に折り合いをつけるかが問題になり、なんとか制定に漕ぎ付けたのが1854年7月6日のドイツ同盟出版法である (Ibid., S.57)。

この法律は、カールスバートの決議を引き継ぐ出版取締法で、全26条から構成される。カールスバートの決議が全10条から成るのに比べ、その倍以上の条項を持つ同盟出版法は、より整備されたものである。具体的に各条項を分析してみると、第2条では営業許認可制度が導入され、出版に関する事業を行うには、事前に届け出て営業の許可を得なければならなくなった。第4条では印刷物を頒布する前に、所轄機関に見本を一部提出する義務が規定された。またカールスバートの決議では、20ボーゲン (Bogen) を上回る印刷物は検閲を免除されたが、この法では任意に行えるようになった。その他の特徴としては定期刊行物に対してとりわけ厳しい監視が向けられていることで、例えば第9条によって全ての定期刊行物には保証金の支払義務が生じた。他に重要なのは第20条における連帯責任の規定で、これによって違法出版物が発覚したときには、その執筆者のみならず、発行者・印刷者、その上小売業者にまで責任が及ぶことになった⁹。このように違反規定は細分化され、実際の取り締まりに大いに利用された。そしてこの同盟出版法によって、体制に不都合な出版物を抑圧するための法的根拠が、各同盟国家の手に与えられたのである。

3 革命後の出版弾圧方法

革命終結後のドイツでは、反動体制の基盤づくりが着々と進められ、

間もなく弾圧の鋒先は、世論形成の点で重要な役割を演じた出版物に向けられた。事前検閲の廃止は存続されたものの、革命前より強力な抑圧が再開された。前章で言及した通り、印刷物の規制を目的にドイツ同盟出版法が制定され、それはドイツ全体での出版弾圧の開始を告げる狼煙とも言えるものだった。しかしこの出版法は、意外にもあまり有効に機能しなかったようである。なぜならオーストリア、プロイセン両大国を始め、バイエルン、ザクセン、リヒテンシュタインなど同盟国の3分の1程度がこの出版法を公式に運用しなかったからだ。そのような行動の動機は、勿論出版市場の保護を優先させたためではない。各国はこの法律では不十分と考え、取り締まりには代わりに自国のラント法 (Landrecht) を利用したのである。そのため出版規制について国家レベルで考察する際には、その国のラント法にも目を向ける必要がある。例えば、プロイセンは革命直後の1849年以降、同盟出版法に代わる独自の出版法を何度も発効し、それを基に実際に取り締まりを行った。それでは、どのような形で出版への抑圧が行われたのか、そしてその効果はどの程度だったのか、主にプロイセンのラント法を取扱い考察する。

(1) 連座制

革命前まで名誉毀損などの出版物による犯罪には、執筆者の責任が問われることが通例だった。執筆者が外国居住者であったりして自国の法が及ばないときには、例外的に出版者が代理責任者として罰せられるようなことはあったが、しかし違反の責任が編集者などにまで及ぶようなことは考えられなかった。だが同盟出版法第20条により、違法出版物の執筆者のみならずその出版に携わった一連の関係者も同様に、連帯責任者として罪を問われることになった。またプロイセンのラント法の規定では、連帯責任の範疇は更に広く、発行者・出版者をはじめ取次業者・販売者、そして印刷者・製本業者に至るまで、出版・流通にわたる全ての関係者が処罰の対象に入った。こうして出版物の生産に携わる者は、取り零しなく当局の監視下に置かれたのである。ここに出版弾圧策の根本的な構造変化が見て取れる。革命以前では事前検閲が出版弾圧の主軸を成したが、革命によって廃止されたいま、反動側はそれに代わる新た

な弾圧策を講ぜざるを得ず、そこで連座制に基づく営業権への介入が準備された。その手段として用いられたのが営業停止処分であり、最悪の場合には営業権の剥奪も実施された。オーストリアでは、これらの方法は既に1849年の出版令によって実行に移されており、出版法違反には差し当り3か月の営業停止処分が下された。そしてそれに従わない者に対しては、営業停止期間が無期限に延長された (Kohnen 1995, S.96)。

体制はこれら営業処分の執行をちらつかせて出版側を威圧したが、その効果はこのほか大きかった。なぜなら営業停止は利益に直接影響し、悪くすると生活基盤さえ奪われかねないからで、しかもその処分の原因は連帯責任という間接的なものなのだ。その結果、出版側が法律に触れるかも知れないような印刷物の発行に、慎重な態度を取るようになったのは想像に難くない。また営業権剥奪による失業という恐怖が、やがて出版界に自衛策としての「自主検閲」を行わせることになったのは、ごく自然な流れと言えよう。そこで「検閲官なき検閲」の実体が浮かび上がってくる。今や検閲は国家に任命された検閲官が行うのではなく、編集者・発行者・出版者に加え、印刷者・書籍取次業者が自主的に行うものに変化した¹⁰。かつて自由主義陣営の先鋒であった出版者と書籍商は、ここに至って自らの手で検閲を行う事態に陥り、反動の歯車の一つとして監視体制に組み込まれてしまったのである¹¹。「営業権剥奪の恐れより、検閲のほうがよっぽどましだった」、「かつての検閲下にあった時より、われわれの状況は格段に悪化した」という或る書籍商の証言は、当時の状況をよく物語っている (Siemann 1995, S.223)。このように出版への介入手段は国家による事前検閲から出版業界による自主検閲へと移行したのである。

(2) 保証金制度

「三月前」(Vormärz) 期から革命までの出版市場で、飛躍的な発展を遂げた分野は新聞雑誌などの定期刊行物であり、この種の印刷物は革命を推進する原動力でもあった。それゆえ革命後の支配体制にとって、これら政治出版物への対策が焦眉の的になった。そこで導入されたのが「保証金制度」で、出版の営業認可を受けるには、先ず多額の保証金を納め

なければならないことが同盟出版法第9条で規定された。その条文には、「同盟領内で定期的に発行される印刷物に対しては、保証金が支払われなければならない。この義務を免除されるものは、各同盟国政府の判断に依るが、官庁新聞と如何なる政治・社会問題も扱わない新聞に限られる」とある。保証金額は発行回数と部数に応じて決められ、第10条の規定によると金額に関する詳細な規定は各国政府に任されるが、新聞の保証金は5千ターラー（8千グルデン）を上限とした¹²。しかし、オーストリアは保証金の最高額を、1849年に定めた自国の出版法の規定を同盟法より優先させ、1万グルデンとした。何より重要な点は、上記の条文通り、保証金を課せられるのは専ら政治新聞に限定されることである。そして支払金額は相当高く設定されたので、中小規模の政治新聞の多くはその負担に耐えきれず姿を消し、生き残れたのは大規模の政治新聞か、または体制側にとって危険性のない非政治的の新聞であった。

プロイセンのラント法では、保証金制度は同盟法に先立つ1849年に導入されたが、1年後の改正法で金額が大幅に引き上げられ、1週間に3回以上発行される全ての政治的な定期刊行物には、一律に5千ターラーの支払義務が生じた。これは同盟法の雑誌に関する保証金額の規定を遙かに上まわっており、字句通り法外な金額である。このため、例えばベルリンで発行されていた雑誌『クラデラダーチュ』(Kladderadatsch)は、プロイセン法の規定に従い5千ターラーの保証金を支払わねばならなかった¹³。

全体ではなく或る特定の傾向を有する印刷物だけを対象とするこの制度の不当性と、定期刊行物にだけ求められる保証金の不平等性は、当初から批判的になっていた。反対の声は強く、そのためバイエルンでは導入が見送られるほどであった。しかし、同盟法によって強制的に保証金制度を導入させられたブラウンシュバイクの例が示すように(Siemann 1995, S.224)、出版の自由に寛容な国の大半はこの制度を強要された。こうしてオーストリアとプロイセンの思惑通りに、反政府的文書の同盟領域内における活動範囲は、確実に狭められたのである。

(3) 新聞印紙税

保証金によるジャーナリズムへの圧迫はある程度の効果を上げたが、革命の経験を踏まえた政府の反動政策は徹底しており、次の方策の「新聞印紙税」へと進む。但しこの税制への反発はかなり激しく、保証金制度とは反対に、同盟内でも実施した国は多くなかった。そのような状況にあっても、積極的な行動にでたのがプロイセンだった。1850年2月5日に導入のための法案が審議され、賛成派議員の一人は「この国に害をもたらしたプロイセン国民議会の数ある決定の中に、新聞紙税の廃止がある。…この税制の導入は全くもって正当なことであり、そのうえ我々は、この税制が有害な日刊紙の増加に根本的に歯止めをかけるであろうことを確信する」と述べた (Elkan 1922, S.6)。この発言に見られるような動きで、1852年7月1日に新聞印紙税法が再発効される運びとなった。その結果、以後プロイセン国内発行の新聞全てと、国外で発行されたものであったとしてもプロイセン領内で販売される新聞は、例外なく税金の支払義務を負った。

さてこの法の仕組だが、1年を4半期に分け、発行者はその各期間の最初の月の27日に印刷済みの新聞全号を所轄の税務署に持参し、税金を納めた。新聞1部当りの税額は全紙の枚数に従い定められた(表I参照)。

表 I

新聞の枚数 (全紙)	税額 (全紙1枚につき)
12枚以下	4Sgr.
30枚未満	10Sgr.
60枚未満	20Sgr.
90枚未満	1 Tal. —
120枚未満	1 Tal.10Sgr.
150枚未満	1 Tal.20Sgr.
180枚未満	2 Tal. —
180枚以上	2 Tal.15Sgr.

(Tal. : Taler, Sgr. : Silbergroschen. Ibid., S.18)

この規定に従って支払われる金額は相当なもので、『ケルニシェ・ツァイトゥング』(Kölnische Zeitung)の税額は6万7千ターラーを超え、『クロイツァイトゥング』(Kreuzzeitung)は2万3千ターラーで、これは純利益の5分の3に相当する。そのため新聞側にとっては当然、税金対策が必要になってくる。そこで利用された方法とは、版を大きくしたり、行間を狭めたり、また字を小さくしたりして、全紙の総数を減らして税金を軽くすることだった。そのような方法で作られた紙面は、「新聞を読むことは目を痛めることだ」という声もあがるほどに読み辛いものになってしまった (Ibid., S.24)。それでも経済的窮乏を脱することができない新聞は、更なる対応策として人員削減に踏み切った。

当然新聞側はこの税制の成立を傍観していたわけではなく、成立前から強く反対した。1852年1月31日付けの『ノイエ・プロイシシェ・ツァイトゥング』(Neue Preußische Zeitung)は、「提案された新聞紙税は法外なもので、日刊紙に深刻な影響をもたらすに違いない」と論評した。『ナツィオナルツァイトゥング』(Nationalzeitung)は2月5日と7日の両日に「新聞紙税の経済的影響」という見出しで、反対の立場を表明した (Ibid., S.14)。また出版業界全体の動きとしては、1852年にライプツィヒで開かれたドイツ書籍商の会合が挙げられる。この集まりでは、今回のプロイセンの新聞税法は書籍商と出版社を脅かすものであると断定し、商務大臣に直訴するため、陳情団をベルリンへ派遣することが決められた。しかし新聞への課税は書籍販売とは直接関係がないため、この反対運動は盛り上がりを見せず、商務大臣にも拒絶されたことで、法の阻止には至らなかった (Ibid., S.38)。

外国新聞の課税額も数回の改正を経て引き上げられ、特に反プロイセン的立場をとる南ドイツの新聞の税率は高く、『アウクスブルガー・アルゲマイネ』(Augsburger Allgemeine)には、60パーセントもの税率がかけられた。ここで注意しなければならないことは、外国の新聞への課税は、明らかに関税同盟の条約に抵触することである。けれども条約加盟国は、政治新聞を抑圧する新聞紙税法を好ましいものだと受け止めていたので、非難せず事態の推移を静観した。

これまで述べてきた出版弾圧政策によって、政治的内容を有する出版

物は次々と姿を消していき、残ったのは当り障りのない非政治的なものだった。特にその傾向は新聞業界において顕著である。ベルリンでは、1848年の新聞総数388紙のうち79パーセントの306紙が政治を扱う新聞であったが、その数は年々減少し続け、50年代半ばでは218紙のうち58紙だけとなり、27パーセントにまで落ち込んだ (Kohnen 1995, S.94)。そして出版界への政治介入は、新聞業界以外の出版文化の領域にも影を落とした。1850年代のドイツでは、安価で良質の雑誌が数多く出版され、国民の教養を高めるのに貢献したが、しかしプロイセンでは事情が異なっていた。つまりプロイセンでの印刷物に対する締めつけは他国に比べかなり厳しかったため、この国で出版物を発行することには危険が付きまとい、しかも利益につながらない可能性も高かった。それゆえ雑誌の発行は、競争するのにより適した国へと移され、結果的に当時価値があった主な雑誌は、ライプツィヒやシュトゥットガルトなど、プロイセン以外の国で発行されるようになったのである。またそのような状況を反映してプロイセンでは、ときに発達した細密画入りの印刷の分野で職人が育たず、この種の印刷は国外に頼らざるを得なかった (Elkan 1922, S.28)。このように、出版統制という極めて政治的な措置による影響は、しばしば文化領域に浸透しては深刻な打撃を与えることになり、この事実は見過ごされてはならない。

4 出版取り締まりシステム

これまで見てきたように、革命後のドイツでは出版流通を制御するための法律と制度が綿密に整備された。ただそれらが実際に機能するには、運営のための監視体制が不可欠となる。その役割を演じたのが、警察及び出版に関する情報収集を担当する部局であった。次に、それら組織の機能面に目を向けたい。

(1) 監視体制

同盟各国は政治的傾向を有する全ての定期刊行物を潜在的な敵対者と見做し、監視活動を強化した。プロイセンでは、「文書課」(das Literarische Kabinett) が1849年内務省に創設された¹⁴。定期刊行物の監視を目

的にしたこの部署には、大学教育を受けた高い知識を持つ人材が集められ、毎日午前9時から午後3時まで、一人平均25から30の日刊紙に目を通して、内容別に記事を整理した。具体的には、一般的記事（立法・行政など国内情勢に関する記事）には赤い下線が引かれ、新しい情報には「N」の記号が付せられた。そして外国における立法の動きについての記事、及び国内の法律・行政への批判記事には、とりわけ注意が払われたのである（Kohnen 1995, S.135）。このような形で出版に対して情報収集と監視が行われ、1850年に外務省に移設されて以降は、国内と同盟各国の出版情報の収集を担当し、その情報を外務省に伝えた。

印刷物の監視を担当した機関は主に警察であったが、特にプロイセンにおける警察権の強化には目を見張るものがある。本来警察は検察庁の管轄に置かれるべきものだったが、ベルリン警視庁はやがてその制御下を離れ一人歩きするほどの力を持った。その立役者となったのはベルリン警視總監ヒンケルグアイ（Carl Ludwig von Hinckeldey）で、彼は1851年末までに警察機構の再編と確立を完了した¹⁵。治安を任務とする警察には、不安定な社会状況を危惧した王国から特別な位置付けがなされ、それを背景にヒンケルグアイは権力を掌握していった。彼は、警察は検察の下部組織ではなく同等に位置するもので、ゆえに警視總監は独自に決定を下すことができると主張した。彼の考えを反映して、警察の出版取り締まりは、法務省と検察庁から反感を買うほどに無軌道なものだった¹⁶。印刷物の押収には、通常裁判所命令によるものと警察が主体的に行うものがあり、問題とされたのは后者で、警察が取るに足らない理由から押収を強行することも頻繁にあった。たとえ検察と裁判所が警察に押収の中止命令を出しても拒否され、それどころか検察は、警察の許可無しに押収の執行中止を決定することができなくなった¹⁷。そして警察が出版物の発行許可の事務手続きを担当するや、新聞・小説・演劇の中止については、内務省を差し置き警察が主務機関となったのである。

ヒンケルグアイは警察による取り締まり体制を整備する一方で、1849年警察の下部組織である「検閲課」（das Druckschriftenbüro）を設置して、ベルリンで発行される印刷物の監視にあたらせた。この組織は検閲の他にも劇場と貸本屋の監視も行い、違法行為が発覚すれば押収の手配も

行った¹⁸。それ以外にも、ヒンケルダイは51年7月10日演劇に関する警察命令を出し、以降演劇の上演には警察の事前許可が必要とされた。その規定によると、許可を受けるには前もって台本を提出しなければならず、これは事実上事前検閲に相当するものだと言えよう。

大半のドイツ同盟国家には、プロイセンの検閲課に似た組織は存在しなかった。というのも、それらの国で発行される印刷物はベルリンにおけるほど多くなく、警察と内務省内に存する警察に類する部局だけで十分に対応できたからである。ただ上記の演劇の上演に関する規定は、演劇取り締まりの模範として、その他の同盟国でも導入された。

ベルリンの警察機構は出版物の領域で絶対的な権力を持ち、押収は熾烈を極めた。そのため、プロイセンにおける出版活動は閉塞状態に陥ったのである。

(2) 取り締まり方法：検閲と押収

革命によって、事前検閲は廃止された。だがドイツ同盟各国では、通常印刷物の見本を発行と同時に警察へ提出しなければならない義務があったので、事後検閲は依然として保持された。事前検閲の廃止により、違反文書を予め取り締まることができなくなった警察は、この事後検閲を有効に利用しなければならなかった。発行後に届けられた印刷物の見本に素早く目を通し、違反があった場合にはその情報をより早く伝達する。連絡が滞りなく行き渡れば、郵送途中での押収が可能になる。この水際作戦を、警察は迅速に行うことに努めた。オーストリアではそのような負担を軽減するため、事後検閲の拡張ともいべき方法が採られ、定期刊行物は頒布の1時間前に、それ以外の印刷物は3日前に提出する義務が定められた。なおここで検閲業務に携わっていたのは行政の役人ではなく、警察の第4課に属する警官であった (Kohnen 1995, S.99)。

次に印刷物の押収が執行された場合、規則ではその後24時間以内に警察は検察に通知し、通知後24時間以内に、検察が起訴するか不起訴にするかの決定を下す。更に起訴された場合には、その後1週間から2週間以内に裁判が開始されねばならず、仮にこの期限が守られなかったときには、押収品は即時返却される決まりだった (Ibid.)。また検察が裁判所

が押収品の返還を決めれば、警察はその決定に従う義務があった。しかしそのような返還命令が遵守されたかどうかには疑問が残る。なぜならベルリン警視庁は治安維持のためと称して、返還を拒否することもあったからである。そして再三の勧告を受けて返還されたとしても、引き渡しには命令後から2週間以上もかけられ、新聞はすっかり古くなり売り物にならない始末であった (Siemann 1995, S.400)。

(3) 取り締まり方法：調査リスト

ドイツ同盟における出版物取り締まりのための連携を深めるため、1851年4月オーストリア、プロイセン、ザクセン、ハノファー、バイエルンなど数か国の間で、「警察協会」(der Polizeiverein)が結成された。ここでは各国の警察が定期的に会して、反政府活動についての情報交換を行った。それから、その情報を基に「週報」(Wochenberichte)が発行された。その中には逃亡中の政治犯のリスト、押収印刷物・反政府新聞並びに政治結社のリスト、政府にとって好ましくない記者と政治家のリストが記載されていた。その他にも、要注意人物の逃亡ルートやその人物に交付された旅券などの身分証明書類、それに交友関係など詳しい身辺調査資料も添えられた (Ibid., S.400)。不穏分子についてのブラックリストとも言うべきこの詳細な情報を利用して、各国の警察は効果的に出版活動に対する監視活動を行ったのである。

5 結

ドイツ三月革命は失敗したとはいえ、立憲国家制の導入、裁判の公開などの成果を後に残し、出版関係では、事前検閲が廃止されたことは画期的なことだった。他方支配者側にとっても、革命体験はただならぬもので、重大な教訓を残した。革命後には体制維持のための急務として、民衆を煽動するのに大きな役割を果たした出版物への弾圧が開始されるが、但しその形態は革命前のそれとはかなり様相が異なる。民衆の抵抗で過激な検閲が行えなくなったことで、政府はそれに代わる新たな手段である新聞紙税や保証金制度などの方法を用い、効果的に出版統制を進めたのだった。

支配体制にとって最大の攻撃目標は、新聞雑誌といった定期刊行物に置かれたが、それは書籍の流通量にも起因する。この時期の書籍の流通は未だ発展途上で、生産量を見ると1844年の13,119をピークに減少に転じ、48年で9,942と1万を切り、50年代では8千代を推移するに留まる¹⁹。そして漸く60年代に入り若干の増加を示すが、価格の高さもあって、書籍の売上は低迷した²⁰。そのため反動政治の再開後における弾圧は、民衆により影響力を持つ新聞に向けられたのである。

革命による民主的改革は出版界にも及び、比較的自由な出版活動が可能な国もあった。それゆえオーストリアとプロイセンは、国内では厳しい出版法を用いて弾圧を行う一方で、他方同盟国には自国のやり方に足並みを揃えるよう強制する必要が生じた。そこでドイツ同盟出版法を制定し、出版市場に寛容な国にも取り締まりを強化させたのである。但しカールスバートの決議が絶対的な規範として機能したとは違い、この法律はさほど統一的に運営されなかった。これは革命後のドイツ同盟内の勢力地図の塗り変えを表しており、カールスバートの決議の成立時にあったウィーン体制と呼ばれるオーストリアの絶大な主導権が揺らぎ始めたことによる連鎖反応と言えよう。その根拠は先ずプロイセンの台頭で、オーストリア牽制を意図した外交戦略である「エアフルト連邦」の構想にも顕現しているように、この国は同盟における覇権争いに心血を注いだ²¹。もう一つは中規模国家の自立意識が考えられ、それらの国々はオーストリア、プロイセンの恣意的な政略に左右されない独立した政策を行うことを望み、なかでも同盟内で両大国に次ぐ第3の地位を求めたバイエルンにその傾向が強かった。1850年代に反政府活動の監視を統一的に行うため、両大国は「同盟中央警察」(die Bundeszentralpolizei)をドイツ同盟内に設置しようと試みたが、内政干渉を理由に同盟各国の反対に合い頓挫したのは、その証左である。このように2大国の摩擦と同盟内の不統一を反映して、同盟出版法は、その条項がカールスバートの決議より一層整備されたにも拘らず、この決議ほどには厳格に運営されなかった。

そこで同盟各国が同盟出版法に代わって制定したラント法が大きな意味を持つ。出版関連法は廃止された事前検閲を埋め合わせて余りあるも

のだった。営業停止命令と営業権剥奪、そして押収に伴う経済的損失は甚大であり、それゆえ出版側は損害防止のため、前以て自主的に原稿をチェックするようになってしまった。こうして自主検閲は出版界に浸透し、今や検閲は検閲官の手から、編集者・発行者などかつて検閲された側の手に移った。保証金制度・新聞印紙税の導入は更に出版市場を混乱させ、新聞雑誌の発行はもはや儲けにならない商売となり、撤退する者が相次いだ。それに加え警察による監視体制も整備され、警察は監視業務を行う一方で、事後検閲も担当した。ここに至り検閲官の業務のうち事前検閲は出版側が、事後検閲は警察が引き継ぐことになったのである。

革命前後における出版統制の変遷を読み解くには、カールスバートの決議から同盟出版法への転換、ドイツ同盟の求心力の低下、そして弾圧策の変化といった点を考慮しなければならない。特に最後の点については、政府の出版弾圧手段は印刷物を対象にする検閲から、連座制にみられるような個人を対象とした処罰に移ったこと、また営業権を侵害する罰則規定により、干渉は遂に出版活動そのものに及んだことに注目すべきである。そして出版関連法の充実などを考え合わせると、革命後の出版統制はより巧妙且つ緻密なものに変貌したと言えるだろう。

注

- 1 Kohnen, Richard : *Pressepolitik des Deutschen Bundes*, Tübingen 1995, S. 18ff.
- 2 Vogt, Martin (hrsg.) : *Deutsche Geschichte, Von den Anfängen bis zur Wiedervereinigung*, Stuttgart 1991, S.408.
- 3 Schütz, Hans J. : *Verbotene Bücher*, München 1990, S.133.
- 4 Siemann, Wolfram : *Vom Staatenbund zum Nationalstaat Deutschland 1806-1871*, München 1995, S.371.
- 5 Vgl. Kaschuba, Wolfgang : *Lebenswelt und Kultur der Unterbürgerlichen Schichten 19. und 20. Jahrhundert*, München 1990, S.18.
- 6 出版物の内容に関する法的制限が撤廃されたことで、新聞は自由に論評することができるようになった。その反面出版の自由を盾に、新聞の社会批判が皮肉や嘲りにまでエスカレートすることたびたびあった。出版の自由 (Preßfreiheit) ならぬこの出版の無恥 (Preßfrechheit) には、出版界からでき

え、行政による制限を設けるべきだとの意見も出るほどだった。

- 7 Elkan, Georg : *Die preußische Zeitungssteuer*, Jena 1922, S.5. (圏点筆者) オーストリアにおける出版の自由に関する条文では、「出版物の悪用には制限法が設けられる」という一文が補足された。
- 8 革命終結後に、ドイツ同盟はオーストリアの主導で再結成された。その後1851年にプロイセンが再加盟して以来両国の反目は激しく、同盟議会は常に両国外交の衝突の場になった。
- 9 興味深いことに第20条の中で、発行者・印刷者・小売業者が最初の尋問で違反文書の著者の名を自白したなら刑罰を免除される、という今日の司法取引に共通する項目がある。
- 10 Vgl. Bark, Joachim : *Geschichte der deutschen Literatur, Biedermeier-Vormärz Bürgerlicher Realismus*, Stuttgart 1988, S.83. シュトルム (Theodor Storm)の短編小説„Im Schloß“は、貴族の婦人と市民階級出の家庭教師との許されぬ恋を扱ったという不道徳性を理由に、原稿段階で2つの出版者から刊行を拒否された。
- 11 Vgl. Breuer, Dieter : *Geschichte der literarischen Zensur in Deutschland*, Heidelberg 1982, S.181.
- 12 雑誌の保証金は別に定められ、発行回数が週に3回を超えるものなら千ターラー(千六百グルデン)以上、それ未満の発行回数なら5百ターラー(8百グルデン)以上の保証金が設定された。
- 13 『クラテラダージュ』は1部が1.5ジルバークロッシェンで販売されていた。30ジルバークロッシェンは1ターラーに値するので、5千ターラーはこの雑誌の1万部の値段に相当する。
- 14 この組織の発端は„Ministerial-Zeitungs-Büro“ (1842年創設)で、1848年に一時廃止された。そして50年には„Centralstelle für Preßangelegenheiten“に改称された。
- 15 川越修『ベルリン王都の近代一初期工業化・1848年革命』ミネルヴァ書房 1988年 228-229ページ
- 16 1850年ヒンケルグアイは独断で、民主々義的傾向の新聞„Urwähler Zeitung“の押収を強行した。この検察に無断の行動は明らかに司法手続きを無視しており、検事長ゼーテはヒンケルグアイに抗議したが、彼は検察の命令に従う義務はないと返答した。
- 17 法律によると、警察は検察庁の監督下にある一機関とされる(たとえば、1851年5月のプロイセン法第31条)。しかしプロイセンでは、押収に関する限り立

場が逆転している。ベルリン警視庁は検察の許可なしに押収を行い、検察がそれを追認するという具合に、順序がさかさまになっていた。法相ジーモンズと検事長ゼーテは、ヒンケルダイ指揮下のベルリン警視庁の越権行為に対して強く異議を唱えたが、内相ヴェストファーレン(Ferdinand von Westphalen)の弁護もあり、ベルリン警視庁はそれ以後も恣意的な取り締まりを行った。

- 18 Kohnen, 1995, a.a.O., S.124. ここでの1日当りの仕事は、小冊子と台本6冊及び新聞45紙に目を通すことだった。深夜2時から4時の間に業務が開始され、違法な新聞が発覚すれば、電信で素早く情報が流された。
- 19 Wittmann, Reinhard : *Buchmarkt und Lektüre im 18. und 19. Jahrhundert*, Tübingen 1982, S.116f.
- 20 Vgl. Piereth, Wolfgang : *Das 19. Jahrhundert, Ein Lesebuch zur deutschen Geschichte 1815-1918*, München 1996, S.252. 一般読者にとって書籍はまだ高価な贅沢品であり、読書の中心はもっと安価な貸本屋や新聞の小説欄であった。貸本屋の年間利用料金は3から5ターラー、新聞は安いもので4半期の購読料が1ターラーであるのに比べて、書籍(長編小説)は5から8ターラーもの値段であった。
- 21 *Sachwörterbuch der Geschichte Deutschlands und der deutschen Arbeiterbewegung Bd.1*, Berlin 1969, S.548. エアフルト連邦の構想は小ドイツ主義の思想に基いており、それはオーストリアを排除し、ドイツ同盟に代わるプロイセン主導の連邦政治を目指したものだ。しかし殆どの国はオーストリアの圧力の脅威からこの連邦構想に否定的立場を取ったので、この試みは挫折した。計画失敗後、プロイセンはドイツ同盟に復帰したが、その際同盟におけるオーストリアとの対等の立場を要求した。

Das deutsche Pressewesen nach der
Märzrevolution (1)
—Die Kontrolle der Presse zwischen 1848
und 1871—

Masaya HIRAI

Es waren die Karlsbader Beschlüsse von 1819, die in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts die Presse im Bereich des Deutschen Bundes unterdrückt haben. Die Beschlüsse, die bundeseinheitlich die Vorzensur für Druckschriften unter 20 Bogen einführten, hemmten den freien Verkehr des Buchmarkts einschneidend. Doch war das Verlangen nach der Pressefreiheit so groß, daß der Bundestag—noch vor der Revolution—am 13. Januar 1848 einsehen mußte, die Zensur wiederaufzuheben. Da das Einlenken des Bundes nicht ausreichte, forderten Drucker, Verleger und Buchhändler die Pressefreiheit von den Staaten.

Die Revolution brach im März 1848 in den deutschen Staaten aus, die seit den Karlsbader Beschlüssen bestehenden Ausnahme Gesetze wurden am 2. April aufgehoben. Dazu verabschiedete die Nationalversammlung in Frankfurt am 27. Dezember die „Grundrechte des deutschen Volks“, in denen die Märzforderungen, besonders die Pressefreiheit, festgelegt wurden. Viele politische Zeitungen wurden daraufhin im Revolutionsjahr gegründet. Doch gleich nach dem Scheitern der Revolution drangen die deutschen Staaten, insbesondere Österreich und Preußen, darauf, sämtliche demokratische Veränderungen wieder weitgehend rückgängig zu machen. Damit konnte das liberale zensurfreie Presserecht unter den neuen gegenrevolutionären Verhältnissen nicht länger als angemessen er-

scheinen.

Der Deutsche Bund strebte danach, die Presse, vor allem Zeitungen und Zeitschriften, zu kontrollieren. Die Bundesversammlung erließ am 6. Juli 1854 als Ersatz für die Karlsbader Beschlüsse das Bundespreßgesetz. Es gab jedoch zwischen den beiden Erlässen einen großen Unterschied. Während die Karlsbader Beschlüsse im ganzen Deutschen Bund anerkannt wurden, wurde das Bundespreßgesetz von 1854 wegen der Uneinheitlichkeit des Bundes unter österreichisch-preußischer Doppelhegemonie nicht voll respektiert. Zwar fand das Gesetz Anwendung, doch manche Staaten bevorzugten in der Presse eigenes Landrecht.

Im Vormärz waren alle Schriften durch die Vorzensur kontrolliert, doch nach der Revolution hatte man von der Vorzensur abgesehen. Infolgedessen führten die Bundesstaaten andere Methoden der Unterdrückung gegen die Presse ein : Konzessionsentziehung, Suspension, Zeitungsstempelsteuer und Solidarhaftung, d. h. die Verantwortlichkeit für die durch den Inhalt einer Druckschrift begangenen strafbaren Handlungen der „Drucker, Verleger oder Comissionär“ (Bundespreßgesetz, §.20). Die Reaktion der Regierungen war außerordentlich stark, daher konnten politische Schriften kaum überleben.

Die Unterschiede zwischen der vor- und der nachmärzlichen Pressepolitik sind deutlich. Erstens : das Bundespreßgesetz von 1854 funktionierte nicht so gut wie die Karlsbader Beschlüsse. Zweitens : die Methoden der Unterdrückung gegen die Presse waren geschickter und strenger als zuvor. Drittens : Das Polizeisystem war nach der Revolution besser organisiert und die Presse damit hart unter seiner Kontrolle gehalten.